

**令和 8 年度 道市連携海外展開推進事業
（デジタル技術を活用したグローバル市場開拓事業（欧米市場））委託業務
企画提案指示書**

1 目的

デジタル技術を活用した道産品の輸出拡大に向けて、道と札幌市が連携し構成する「北海道・札幌市海外展開連携推進協議会」（以下、「委託者」という）において、市場動向や輸出規制・関税措置など最新の国際情勢を踏まえた欧米市場展開・リスク対応セミナーの開催や欧米バイヤーの招へい及び米国におけるテストマーケティングを実施する。

2 実施方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 委託期間

委託契約日から令和 9 年（2027 年）2 月 26 日（金）まで

4 対象国・地域

米国、欧州

5 委託業務の内容

道産品（道内で製造又は加工されたもの、以下同じ。）の欧米における販路・品目拡大に向け、次の業務を実施すること。

なお、本事業の目的を達成するために効果的な実施内容があれば、あわせて企画提案書に記載すること。

（1）欧米市場展開・リスク対応セミナー

ア 対象分野

道産品（主に食品）

イ 実施時期

令和 8 年（2026 年）8 月から 9 月上旬頃までを想定

ウ 実施場所

札幌市内（オンライン開催可）

エ 実施内容

（ア）欧米への販路開拓及びグローバルリスクへの対応力の強化を図るため、欧米市場に関心のある道内企業等に対し、市場動向や輸出規制・関税措置など最新の国際情勢を踏まえた情報提供を行うこと。

（イ）欧米バイヤー招へい商談会における成約率向上のため、参加を検討する道内企業等に対し、招へいバイヤーの情報や E C サイトを活用した販路拡大の手法等について情報提供を行うこと。

（ウ）米国でのテストマーケティングの実施に向け、参加を検討する道内企業等に対し、欧米バイヤー招へい商談会・視察会で招へいするバイヤーのニーズや過年度の実施状況について道内企業に紹介するとともに、必要に応じて、参加事業者の商品について専門家等による個別相談の機会を設け、アドバイスを受けられる機会を提供すること。

オ 実施回数

2 回以上

カ 参加企業数

道内企業延べ 15 社程度（企業募集の具体的な方法についても企画提案書に記載すること。）

キ その他

セミナーの実施時期及び実施回数は、輸出規制や関税措置など最新の国際情勢を踏まえ、委託者と協議の上、決定すること。

また、セミナーの開催方法は、参加希望者の意向等を踏まえ、セミナーに現地参加できない事業者やオンライン開催を希望する事業者がいる場合は、オンラインによる開催を検討し、委託者と協議の上、決定すること。

(2) 欧米バイヤー招へい商談会・視察会

ア 対象分野

道産品（主に食品）

イ 実施時期

令和8年（2026年）9月から12月頃までを想定

ウ 実施場所

（ア）欧米バイヤー招へい商談会

札幌市内

（イ）欧米バイヤー視察会

道内

エ 実施内容

欧米バイヤーを札幌市内に招へいし、商談会を実施すること。

また、道内食関連企業の生産・製造現場に関する視察会もあわせて開催すること。

オ 参加企業数

道内企業10社から15社程度（道産品の強みを分析の上、現地の市場ニーズや輸出に意欲のある道内企業の状況等を踏まえ、参加企業数の目標値を企画提案書に記載すること。）

カ 招へいバイヤー数

米国東海岸（ニューヨーク州、マサチューセッツ州）等に商流を持つバイヤー1社以上、欧州バイヤー（ドイツ）1社以上とし、原則、現地拠点から招へいすること。招へいバイヤーの選定に当たっては、ECサイトを設置している事業者を原則とし、ジェトロや農林水産省など輸出支援機関等のプラットフォームや情報を活用すること。

キ その他

実施時期については、道外で開催される商談会の開催日程を踏まえ、より多くのバイヤーが参加を見込める時期を検討すること。

(3) 米国現地テストマーケティング

ア 対象分野

道産品（主に食品）

イ 実施時期

令和8年（2026年）12月から令和9年（2027年）1月頃を想定

ウ 実施地域

米国東海岸（ニューヨーク州、マサチューセッツ州）等を想定

エ 参加企業数

輸出に取り組む道内企業5社10品目程度（道産品の強みを分析の上、現地の市場ニーズや輸出に意欲のある道内企業の状況等を踏まえ、参加企業数の目標値を企画提案書に記載すること。）

オ 実施内容

現地でのテストマーケティングを行い、その結果や市場動向等を取りまとめて道内企業に情報提供を行うこと。

カ その他

実施時期、実施地域及び参加企業数については、委託者と協議の上、決定すること。

(4) 参加企業への対応（商談前後のフォローアップ実施）

ア 実施期間

委託契約日から令和9年（2027年）2月19日（金）まで

イ 実施内容

商談実施にあたり、参加企業の輸出経験や知識レベルに合わせたサポートを行うこと。

商談前には、参加企業が事前準備できるよう、招へいバイヤーについて情報提供するなど商談成約率向上に資する支援を実施すること。

商談後は、招へいバイヤーや参加企業の求めに応じ、成約を目指した輸出手続等の支援を行うこと。想定する支援項目は次のとおりであるが、これら以外に成約等に資する項目があれば提案に含めること。

（想定する支援項目）

- ・ 商談等における資料作成支援
- ・ 商談等における資料翻訳
- ・ 招へいバイヤーに関する情報提供
- ・ 継続商談時の通訳手配
- ・ 輸出手続に係る支援
- ・ サンプル送付手続支援
- ・ 物流企業等の紹介 ほか

(5) アンケートの実施

上記（1）から（4）の参加企業及び招へいバイヤーに対し、商談結果等に関するアンケートをそれぞれ実施すること。

なお、アンケートの内容は委託者と協議の上、決定すること。

(6) 事業報告書の作成

上記（1）から（5）の実施結果について、事業報告書（概要版及び全体版）を作成し、委託者に提出すること。概要版はA4版10ページ程度（サマリー1枚、概要10枚以内）とし、適宜図表等を用い、視覚的なわかりやすさを意識したものとする。

また、概要版は対外的に公開・プレゼンテーションが可能な資料として整理すること。

なお、事業報告書の内容は、委託者と協議して決定すること。

(7) 成果品の提出

以下の成果品を委託期間内に提出すること。

上記（6）事業報告書（概要版及び全体版）（紙媒体（A4版）：5部、電子データ：1式）

6 プロポーザル参加の資格要件

(1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道又は札幌市が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は札幌市が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 市区町村税

(ウ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(エ) 消費税及び地方消費税

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。

(ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

ケ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

7 審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 業務執行体制の適格性

ア 執行体制

業務を実施するに当たり、事業目的の遂行に有益となる経験を有し、業務を円滑に進められる必要かつ十分な執行体制であるか。

イ 積算の考え方

事業実施に必要な費用・項目を適切に見込んだ積算であるか。

ウ 事業実施スケジュール

業務を実施するに当たり、全体のスケジュール設定が妥当であるか。

(2) 企画提案の適合性

ア 欧米市場展開・リスク対応セミナーは、市場動向や輸出規制・関税措置など最新の国際情勢を踏まえたものであり、道内企業のグローバルリスクへの対応力の強化に資する内容となっているか。

イ 欧米市場展開・リスク対応セミナーは、欧米バイヤー招へい商談会・視察会及び米国でのテストマーケティングに向け、有益な情報提供・相談の機会となっているか。

ウ 欧米バイヤー招へい商談会・視察会は、道産品の強みを分析の上、現地の市場ニーズや輸出に意欲のある道内企業の状況を踏まえたものであり、商談成約率の向上に資する内容となっているか。

エ 米国現地テストマーケティングは、道産品の強みを分析の上、現地の市場ニーズや輸出に意欲のある道内企業の状況を踏まえたものであり、販路・品目拡大の可能性を探る内容となっているか。

オ 参加企業への対応は、参加企業のレベルに応じたフォローアップの手法がとられており、商談成約率の向上に資する内容となっているか。

8 業務上の留意事項

受託者決定後、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議し委託業務の内容を決定する。

9 予算上限額（消費税を含む）

6,749,000 円

10 応募手続

(1) 参加表明書の提出

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（別添様式 1）

(イ) 参加表明書関係資料

(ウ) 納税証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの、写し可）

- ・道税（道が賦課徴収するものに限る。）
- ・市区町村税（本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの）
- ・本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
- ・消費税及び地方消費税

(エ) コンソーシアム協定書（コンソーシアムを形成する場合のみ）

(オ) 暴力団等ではない旨の誓約書（自由様式）

(カ) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類

（届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書（別記第 34 号様式））

- ・健康保険法第 48 条の規定による届出
- ・厚生年金保険法第 27 条の規定による届出
- ・雇用保険法第 7 条の規定による届出

(キ) 登記事項証明書（登記は現在事項証明又は全部事項証明。発行後 3 ヶ月以内のもの、写し可）

(ク) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書。直前 2 期分）

イ 提出部数

1 部

ウ 提出期限

令和 8 年（2026 年）7 月 17 日（金）午後 5 時 00 分（必着）

エ 提出場所

〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
北海道・札幌市海外展開連携推進協議会事務局
（北海道総合政策部国際局国際課経済交流第一係）
電話：011-204-5342（直通）
担当：山本、水戸

オ 提出方法

持参又は郵送（必着、簡易書留に限る）

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（別添様式 2）

(イ) 業務実施に要する経費見積価格（税込み価格）及びその内訳書（自由様式）

イ 提出部数

8 部（2 部は提案者名を記載したもの。残り 6 部は提案者名を記載せず、文中にも提案者名を記載しないよう注意すること）

ウ 提出期限

令和 8 年（2026 年）7 月 17 日（金）午後 5 時 00 分（必着）

エ 提出場所

（1）エに同じ

オ 提出方法

持参又は郵送（必着、簡易書留に限る）

11 その他

- (1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。
事前に不参加を決定した場合は、7月17日（金）午後5時00分までに上記10（1）エの担当窓口へ連絡すること。
- (4) 本業務の成果品に係る著作権は委託者に帰属する。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本通貨
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 関連情報を収集するための窓口
10（1）エに同じ
- (8) プロポーザルに関する説明
提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行う。ただし、提出者が5者を超えると
きには、「7 審査」の基準により企画提案書の書類選考を行う場合がある。
- (9) 審査結果及び特定者名
公表する。